

上記試験の判断基準について下記のとおりお知らせします。

なお、個々の受験者の具体的採点内容及び判断基準に関するご質問等については、お答え出来ませんのでご了承ください。

■判断基準

平成21年度第二種電気工事士技能試験（筆記試験免除者対象）の判断基準

■電氣的に致命的な欠陥又は施工上の重大な欠陥の主なもの

I. 全体共通部分

1. 未完成

- ・未着手、未接続、未結線

2. 配置・寸法相違

- ・配線・器具の配置が配線図と相違
- ・配線図の寸法より著しく短い

3. 回路の誤り

- ・誤接続、誤結線

4. 電線の種類・色別の相違

- ・電線の種類が配線図と相違
- ・接地側電線に白色以外の電線を使用
- ・電源からリモコンリレーに至る非接地側電線に黒色以外の電線を使用
- ・電源からランプレセプタクル及び引掛シーリングの接地側端子に至る接地側電線に白色以外の電線を結線

5. 電線の損傷

- ・ケーブル外装を著しく損傷
- ・絶縁被覆を折り曲げると心線が露出する傷
- ・心線を著しく損傷

II. 電線相互の接続部分

1. 接続方法相違

- ・リングスリーブ接続以外の方法で接続

2. リングスリーブ接続

- ・圧着工具の相違
- ・リングスリーブの相違、圧着マーク不適正、リングスリーブ本体を破損
- ・心線の挿入不足
- ・テープ巻が困難なもの、絶縁被覆を著しくむき過ぎているもの、絶縁被覆の上から圧着

III. 端子台、ランプレセプタクルへの結線部分

1. 心線の締め付け

- ・心線を締め付けてないもの

2. 絶縁被覆処理

- ・絶縁被覆の著しいむき過ぎ
- ・絶縁被覆の上から締め付け

3. ランプレセプタクルの台座
 - ・台座の上からケーブルを結線

IV. 引掛シーリングへの結線部分

1. 心線差込接続
 - ・心線の挿入不足
2. 絶縁被覆処理
 - ・絶縁被覆の著しいむき過ぎ

V. その他

1. 支給品以外の材料を使用

■施工上の軽微な欠陥の主なもの

I. 全体共通部分

1. 電線の損傷
 - ・ケーブル外装の損傷で致命的な欠陥に該当しない程度の傷
 - ・絶縁被覆、心線の損傷で致命的な欠陥に近い程度の傷

II. 電線相互の接続部分

1. リングスリーブ接続
 - ・心線端末処理が適切でないもの

III. ランプレセプタクルへの結線部分

1. ランプレセプタクルの台座
 - ・ケーブル外装が台座の中まで入っていないもの、台座を欠いたもの
 - ・巻付けが不足、重ね巻、左巻、先端はみ出し、カバーが適切に締まらないもの

IV. 引掛シーリングへの結線部分

1. 引掛シーリングの台座
 - ・ケーブル外装が台座の中まで入っていないもの、台座を欠いたもの

V. その他

- ・ゴムブッシングの使用不適切（ただし、表裏は問わない）
- ・ジョイントボックスに余分な打ち抜きをしたもの
- ・器具を破損させたまま使用

■欠陥としない主なもの

- ・リングスリーブ、端子ねじの追加支給